

上田市道路位置指定に関する技術基準

上田市都市建設部建築指導課

(趣旨)

第1条 この基準は、上田市道路位置指定に関する取扱要領第13条の規定により、指定道路に関して必要な技術基準を定める。

(接続先道路)

第2条 指定道路は、法第42条第1項各号及び第2項の規定に基づく道路（以下「接続先道路」という。）に接続すること。

- 2 接続する全ての道路について、造成区域との境界が確定していること。
- 3 指定道路の接続は、安全上支障がない部分で行い、見通しに支障ない構造とすること。また、必要に応じ関係機関等と交差点協議を行うこと。

(指定道路及び造成区域の配置)

第3条 指定道路の配置は通り抜けの計画を基本とし、通り抜けの計画が可能な敷地にあつては第6条第5項に適合できない場合を除き、袋路状としないこと。また、造成区域の計画にあつては、敷地の規模、形状、周辺の土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を十分考慮すること。

- 2 袋路状の指定道路とする場合の造成区域内には、指定道路の築造によらなければ接道を取れない区画を4区画以上設けること。ただし、不合理に細分化された土地は1区画として認められない場合がある。
- 3 造成区域は、長期優良住宅の普及に関する法律による認定ができない地域、区域等を含まないこと。ただし、接続先道路が都市計画道路の計画路線である場合は、その限りではない。
- 4 造成区域は、区域外からの雨水や土砂等の流入を防止でき、かつ区域内からの雨水や土砂等の流出を生じさせない構造で計画すること。ただし、排水先の管理者等の許可を得たオーバーフロー管等によるものは、その限りではない。
- 5 造成区域内に擁壁又は盛土を築造する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、その他の土木関係規定の基準等に準じて設計し、その基礎等は土中であっても隣地へはみ出させてはならない。ただし、隣接土地所有者の承諾がある場合は、その限りではない。また、隣接地等に既存の擁壁や法面等がある場合は、それらへの影響を及ぼさない構造で計画すること。
- 6 造成区域内に2mを超える擁壁を築造する場合は、工作物の確認申請を行い、確認済証の交付を受けること。
- 7 指定道路が高架線下となる場合は、電気工作物規定に適合させること。
- 8 指定道路内には電柱等を設置しないこと。ただし、幅員に含まれない路肩等の部分で見通しに支障がなく交通安全上も支障がない場所については、協議により設置できる場合がある。
- 9 計画する指定道路の周辺に既存建築物がある場合は、道路斜線制限等を調査し、法に抵触しないことを確認すること。
- 10 指定道路が隣接地と高低差がある場合や道路が屈曲している場合など、通行上危険を伴うおそれのある部分には、適当な安全施設等を設けること。
- 11 造成区域に面する既存道路の幅員が4m未満の場合は、面する部分の全てにおいて4m以上の幅員を確保し、道路後退部分は全て市に寄附すること。また、その場合は当該道路の後退前の中心線に沿って、造成区画に面する部分の両端及び変化点の座標を測量図に記載すること。
- 12 指定道路の境界及び官民境界は変化点ごとに永久標であるコンクリート杭又は金属標とすること。

(指定道路の幅員)

第4条 指定道路の幅員は、側溝、舗装止め、縁石、擁壁等の、天端面を道路面と同一面とした構造物（以下「道路構造物」という。）の端部間で計測する。その計測位置及び幅員に含まれる部分は、図1による。ただし、指定道路内に安全施設等を設ける場合はその基礎部分及び道路内にはね出した部分については幅員に含めず、道路構造物が安全施設等の基礎を兼ねる場合も同様とする。この場合、安全施設等とその基礎及び安全施設等を設置する部分の道路構造物に限り、道路内又は道路敷き内で道路面よりも突出させることができる。また、安全施設等の有無により道路構造物が幅員に含まれる部分と含まれない部分とが混在する場合の幅員はそれが最小となる部分で計測し、指定道路の計画幅員及び区画等については第11条第2項の規定を準用する。

- 2 指定道路の幅員は、同一路線内で変更しないこと。ただし、本線から分岐する支線については本線とは異なる幅員とすることができる。
- 3 指定道路の幅員は、施工誤差を考慮し、築造しようとする幅員に10cm以上を加えた幅で計画すること。

(指定道路の延長)

第5条 指定道路の延長は、道路の中心線により計測する。その起点及び終点の位置及び本線と支線それぞれの延長は、図2による。ただし、指定道路内に安全施設等を設ける場合は前条第1項ただし書きの規定を準用する。

- 2 指定道路内を水路等が横断する場合の当該道路の延長は、当該水路等を含めて計測する。ただし、指定道路の起点、終点等にかかる占用部分についてはこの限りではない。
- 3 指定道路の接続先道路が幅員4m未満の場合の当該指定道路の延長は、接続先道路の相対的境界から幅員を4メートル確保した場所を起点として計測する。

(指定道路の構造)

第6条 指定道路は、上田市道の路線認定事務取扱要領に適合する構造で設計すること。

2 指定道路は、道路構造物で適切に区画すること。道路構造物は第4条第1項ただし書きの場合を除き道路面よりも突出させてはならず、その構造及び寸法、道路の交差点及び屈曲部分のすみ切りの基準は、図1、図2、及び図3による。

3 指定道路内の雨水排水処理施設は、以下の基準による。

- (1) 内法深さ30cm×内法幅30cm以上かつ排水勾配1%以上の両側側溝を基本とする。ただし、地形上（敷地の盛土により勾配が確保できる場合を除く）又は接続先水路の構造上等止むを得ない場合は、協議により側溝の一部を内法深さ15cm程度×内法幅30cm以上、排水勾配0.5%以上とすることができる。また、指定道路の横断勾配、縦断勾配及び造成区域全体の雨水排水計画上支障がない場合にあつては、片側側溝とすることができる。
- (2) 蓋付きの車道用側溝とし、雨水の処理及び道路の維持管理に支障のない構造とすること。また、側溝の蓋はT-20以上を用い、流末接続部を起点として最初の1箇所をグレーチング蓋とし、以降10m以内毎に1箇所以上のグレーチング蓋を設置すること。
- (3) 排水施設が道路を横断する場合は、T-25以上の蓋をボルト締めした横断用側溝とし、暗渠構造とする場合は断面30cm×30cm以上かつ上流の断面以上のボックスカルバートとすること。ただし、止むを得ない場合は協議により上流の断面を超える防錆塗装された円形鋼管とすることができる。
- (4) 側溝や暗渠の接続箇所は、柵を設置して適切に接続すること。
- (5) 側溝の流末及び浸透側溝又は浸透柵を用いる場合のオーバーフロー管は、既存の側溝又は水路等へ有効に接続しなければならない。ただし、接続先の管理者等の許可が得られない場合は協議による。
- (6) 浸透側溝又は浸透柵を用いる場合の浸透層は、道路の路盤下又は路盤内、及び埋設配管等が横断する部分等に設けないこと。また、浸透側溝又は浸透柵は、管理者が維持管理しやすい構造とすること。

4 指定道路の横断勾配は1.5%～2%とすること。

5 指定道路の縦断勾配は9%以下とし、交差点付近は2.5%以下の緩和勾配で擦り付けること。また、縦断勾配が8%を超える場合は以下のいずれかによるすべり止め舗装とすること。ただし、その場合であっても12%を超えないこと。

- (1) コンクリート舗装（有効な表面処理を行なったもの）
- (2) 長野県土木部「設計基準」による、すべり止め舗装

(袋路状道路及び自動車の転回広場)

第7条 袋路状となる指定道路の終端は、その幅員、延長にかかわらず、本線及び支線の全てにおいて転回広場を設置すること。

2 自動車の転回広場は、側溝又は舗装止め等の構造物を用いて表示すること。その寸法等の基準は、図4による。

3 政令第144条の4第1項第1号ホに規定する「イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合」は、図5のとおり、接続先道路が袋路状の場合で、指定道路の幅員5m以上、接続先道路と指定道路の延長の合計が60m未満、かつ接続先道路とTの字形で接続したもの又は終端のほかに指定道路の起点付近にも転回広場を設けたものとする。この場合、35m以内ごとに転回広場を設ける必要はなく、終端の転回広場のみで足りる。

4 転回広場までの距離は、図4のとおり、転回広場の中心で計測する。また、第5条の規定に関わらず、政令第144条の4第1項第1号ハの延長を計測する場合も同様とする。

5 図6のとおり以下のいずれかに該当する指定道路は、第3条第1項の通り抜けの計画とみなす。

- (1) 袋路状ではない接続先道路にコの字形で接続するもの。ただし、その延長が60m以上となる場合は幅員を5m以上としたものに限る。
- (2) 袋路状の接続先道路にコの字形で接続するもので、その幅員を5m以上としたもの。
- (3) 接続先道路にPの字形で接続するもので、その幅員を5m以上とし、かつ接続先道路とTの字形で接続するもの又は接続先

道路が袋路状であって接続先道路と指定道路の起点から最初の交差点までの延長の合計が60m未満のもの。

(給水装置)

第8条 申請者は、上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年3月6日条例第217号）に規定される計画給水区域において、上田市の上水道施設から給水を受けるときは、上田市水道条例（平成18年3月6日条例第219号）の規定に基づき、給水装置工事が完成し、かつその工事に要した費用を完納した場合、申請者は当該指定道路内における給水装置（量水器は除く。）の所有権を取得すること。

2 給水装置は、上田市が寄付を受けて引き取れる構造（上田市給水装置工事施行基準による構造）とし、申請者は水道事業者と協議すること。

3 前2項の規定は、県営水道の給水区域においても準用する。この場合、同項の「上田市」を「長野県」と読み替える。該当する条例、基準等についても同様とする。

(下水道施設)

第9条 申請者は、下水道施設を設置する場合、上田市下水道条例（平成18年3月6日条例第220号）並びに上田市農業集落排水施設条例（平成18年3月6日条例第223号）の規定に適合するように計画しなければならない。

2 下水道施設は、上田市が寄付を受けて引き取れる構造（下水道本管施設仕様）とし、申請者は下水道事業者と協議すること。

(ガス、その他の埋設配管)

第10条 申請者は、指定道路内に給水装置、下水道施設、排水設備以外のガス、その他の配管類を埋設する場合は、道路占用許可基準に適合する構造とすること。

(土地の分筆、合筆等)

第11条 申請者は、指定道路に隣接する土地の接道を妨げるような形状に土地を分筆しないこと。また、そのような形状となる残地を生じさせないこと。

2 申請者は、敷地形状等の事情により止むを得ず指定道路に沿った残地が生じる場合は、協議の上で路肩又は道路敷きとして道路と一体かつ同等の構造とし、指定道路部分として合筆することができる。ただし、この場合であっても当該残地部分を指定道路の幅員に含めてはならず、計画幅員に沿った構造物又は白線等で区画した上で、幅員はその区画部分で計測する。

3 申請者は、排水設備、給水装置、下水道施設、その他の必要な地下埋設配管等を、指定道路となる土地以外に敷設しないこと。また、そのような形状に土地を分筆しないこと。ただし、道路管理者が当該土地を道路敷きの一部として引き取ることができると認めた場合、又は水路管理者等が水路敷きの一部として引き取ることができると認めた場合は、この限りではない。

4 止むを得ず道路側溝の排水先が接続先道路の側溝又は水路以外となる場合であって、排水の接続に要する水路敷きを指定道路外に設ける必要があり、かつ前項後段ただし書きの規定による場合は、水路管理者と協議の上、水路敷きとして管理幅1m以上を確保した上で、当該水路敷きを1筆として分筆すること。

(その他)

第12条 この技術基準に定めのない事項については、市長と申請者が協議の上で決定する。

2 市長は、申請者が法人の役員等ではない一個人である上田市民で、特段の事情があると認めた場合に限り、この技術基準に因らず道路の位置を指定することができる。

附則

(施行期日)

この技術基準は平成21年10月1日から施行する。

この技術基準は平成24年4月1日から施行する。

この技術基準は令和元年5月1日から施行する。

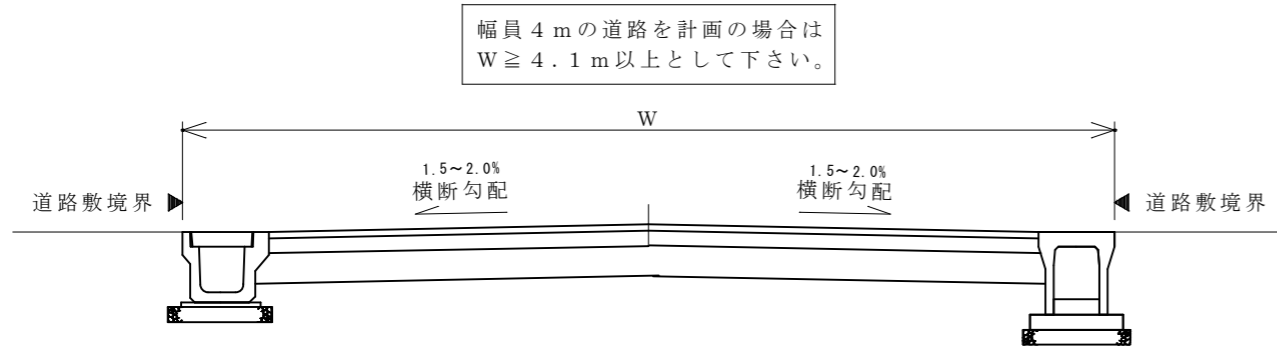
この技術基準は令和5年4月1日から施行する。

この技術基準は令和6年4月1日から施行する。

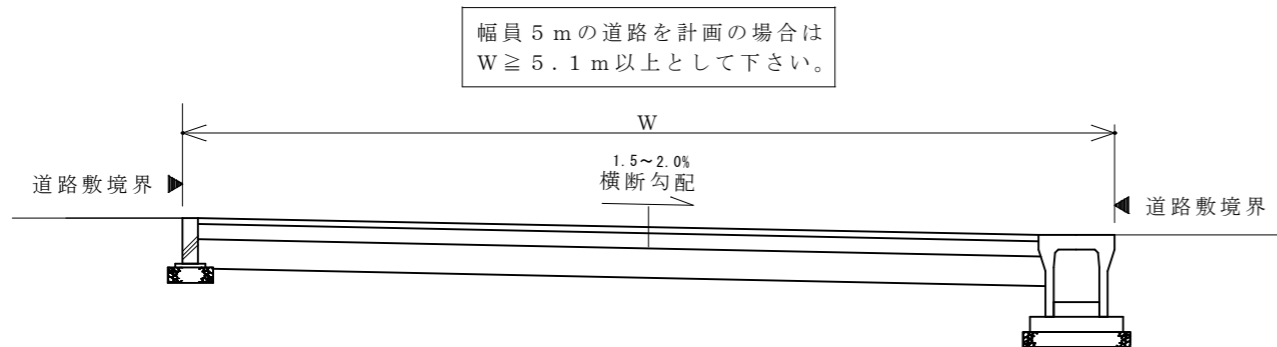
この技術基準は令和8年4月1日から施行する。

図1 指定道路の幅員の基準（技術基準第4条第1項関係）

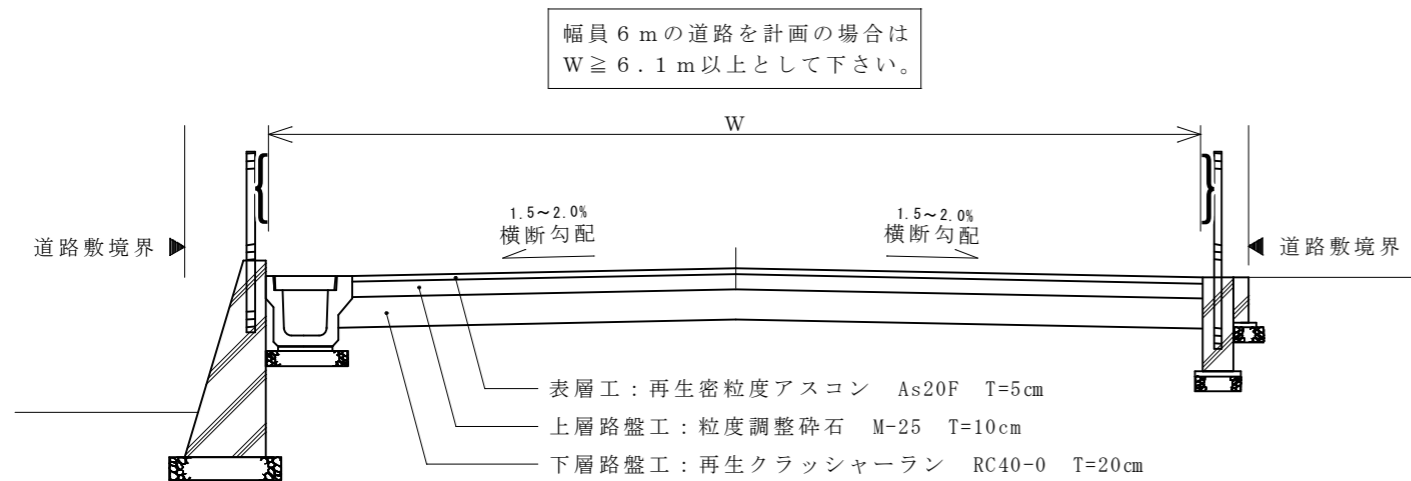
(1) 両側側溝の場合の道路幅員 (W)



(2) 片側側溝の場合の道路幅員 (W)



(3) 転落防止施設等がある場合の道路幅員 (W)

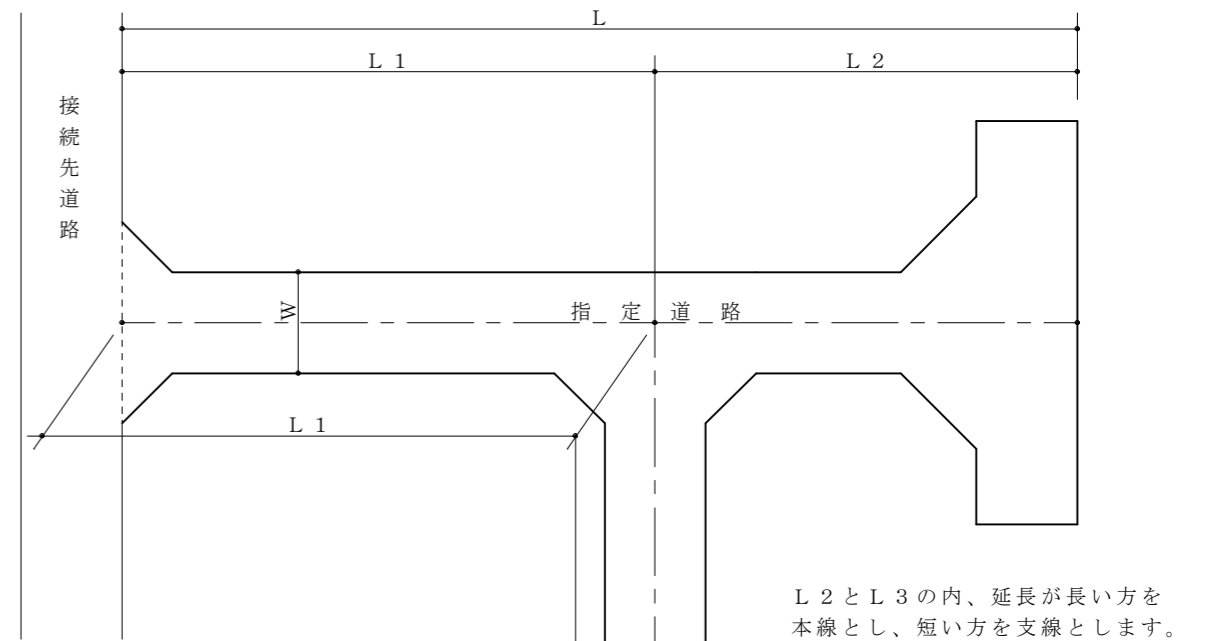


[転 圧 方 法]

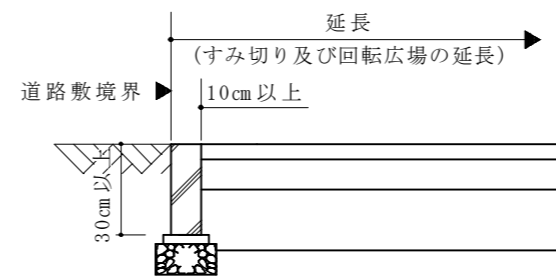
工 種	機 械 施 工	人 力 施 工
表 層 工	マカダム 10~12t 4回	振動ローラー 2.5~2.8t 5回
	タイヤ 8~20t 10回	
上層路盤工	マカダム 10~20t 5回	同 上
	タイヤ 8~20t 10回	
下層路盤工	マカダム 10~12t 3回	同 上
	タイヤ 8~20t 10回	
不陸調整	マカダム 10~12t 2回	同 上
	タイヤ 8~20t 3回	

図2 指定道路の延長の基準（技術基準第5条第1項、第6条第2項関係）

(1) 本線の他に支線がある場合の指定道路の延長 (L)



(2) 舗装止めコンクリートとした場合の
終端構造



L2とL3の内、延長が長い方を
本線とし、短い方を支線とします。

$$L = L1 + L2$$

(L2 > L3の場合)

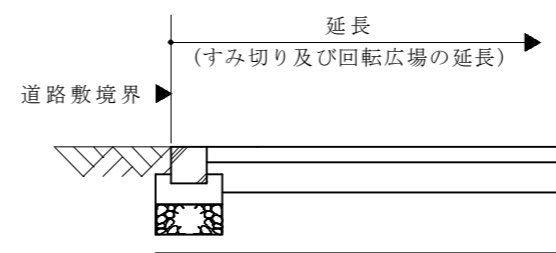
又は

$$L = L1 + L3$$

(L2 < L3の場合)

延長・幅員に関わらず、終端
には必ず転回広場が必要になり
ます。

(3) 縁石とした場合の終端構造



(4) 車道用側溝とした場合の終端構造

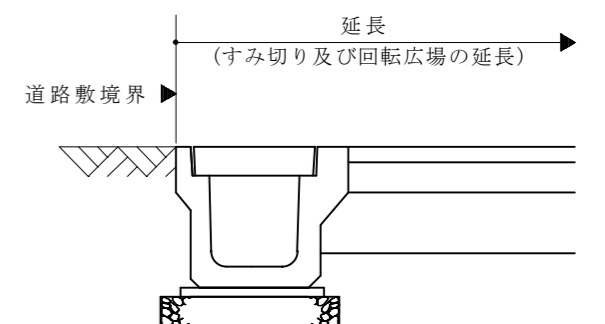
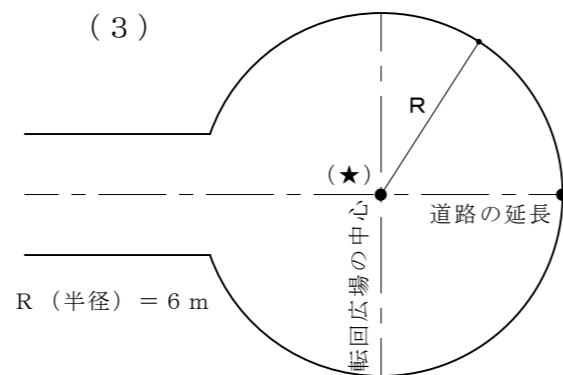
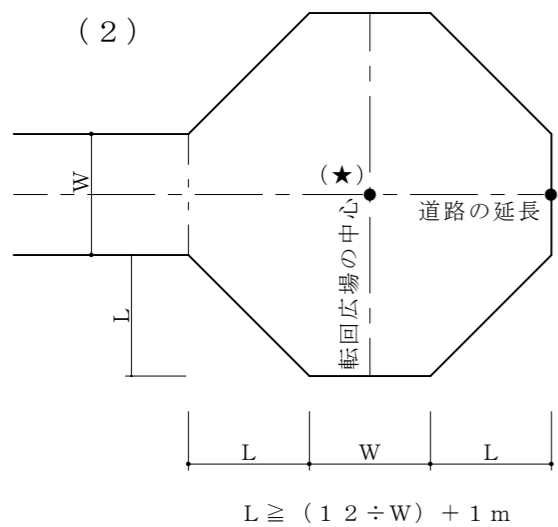
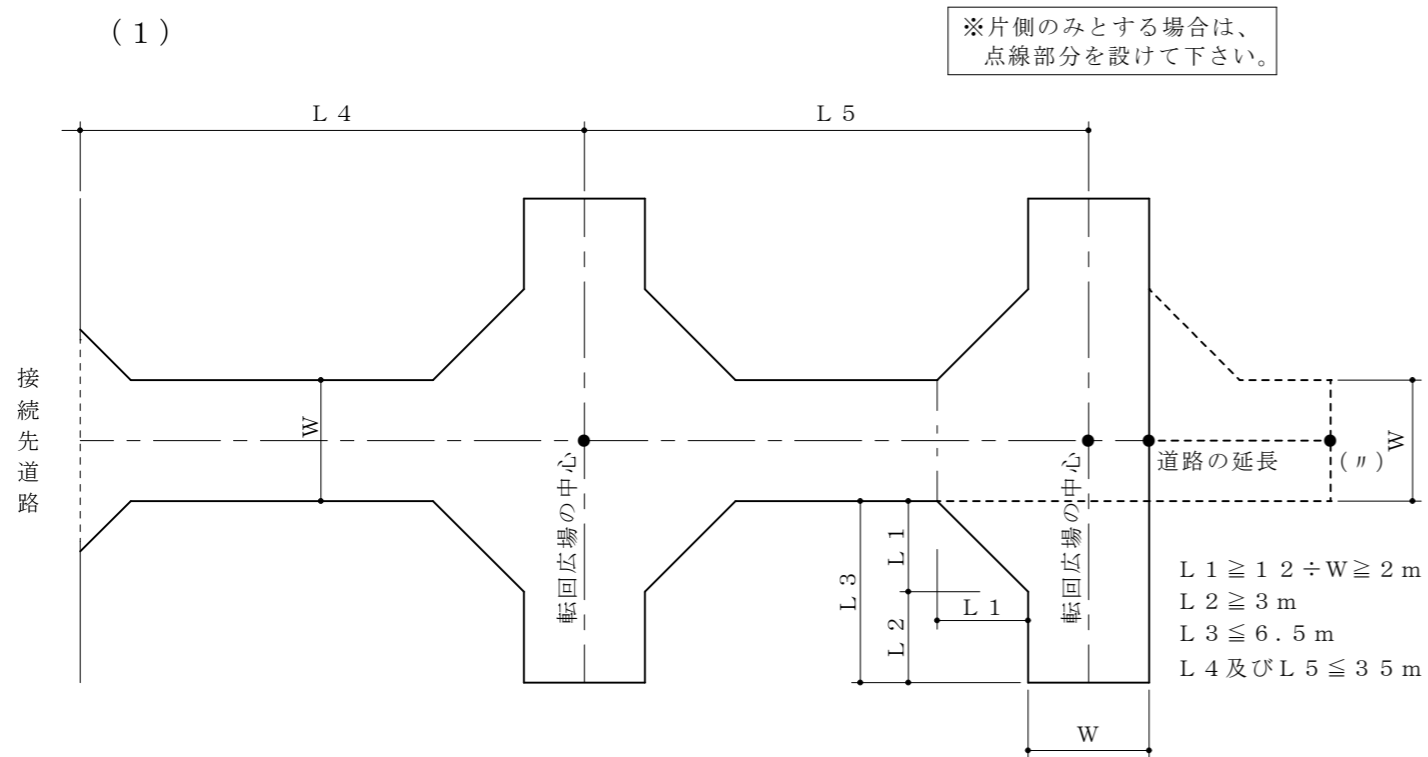


図4 転回広場の設置基準（技術基準第7条第2項関係）

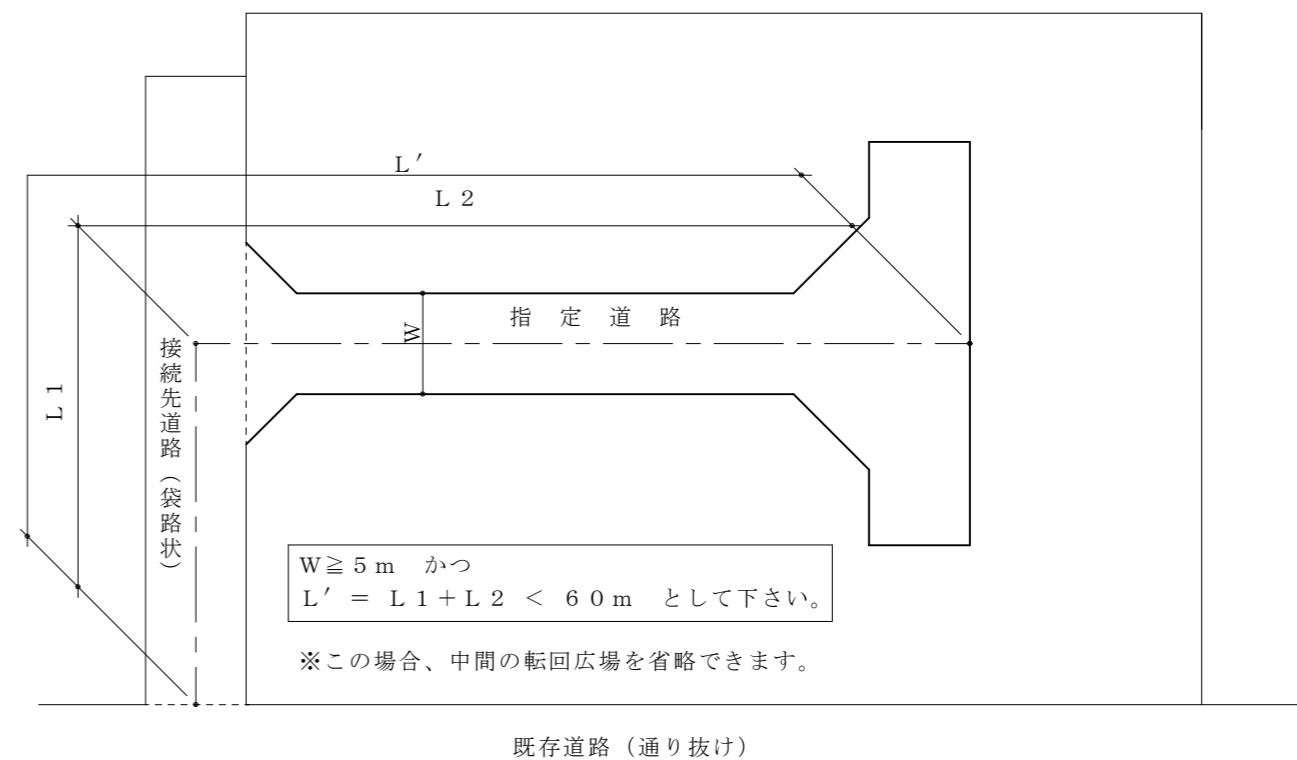


(★) 部分の延長が35mを超える場合は、
中間の転回広場が必要です。

※中間の転回広場は、以上の(1)(2)(3)に準じて下さい。

図5 技術基準第7条第3項による基準

① 袋路字状道路にTの字形で接続した場合



② 袋路字状道路にTの字形以外で接続した場合

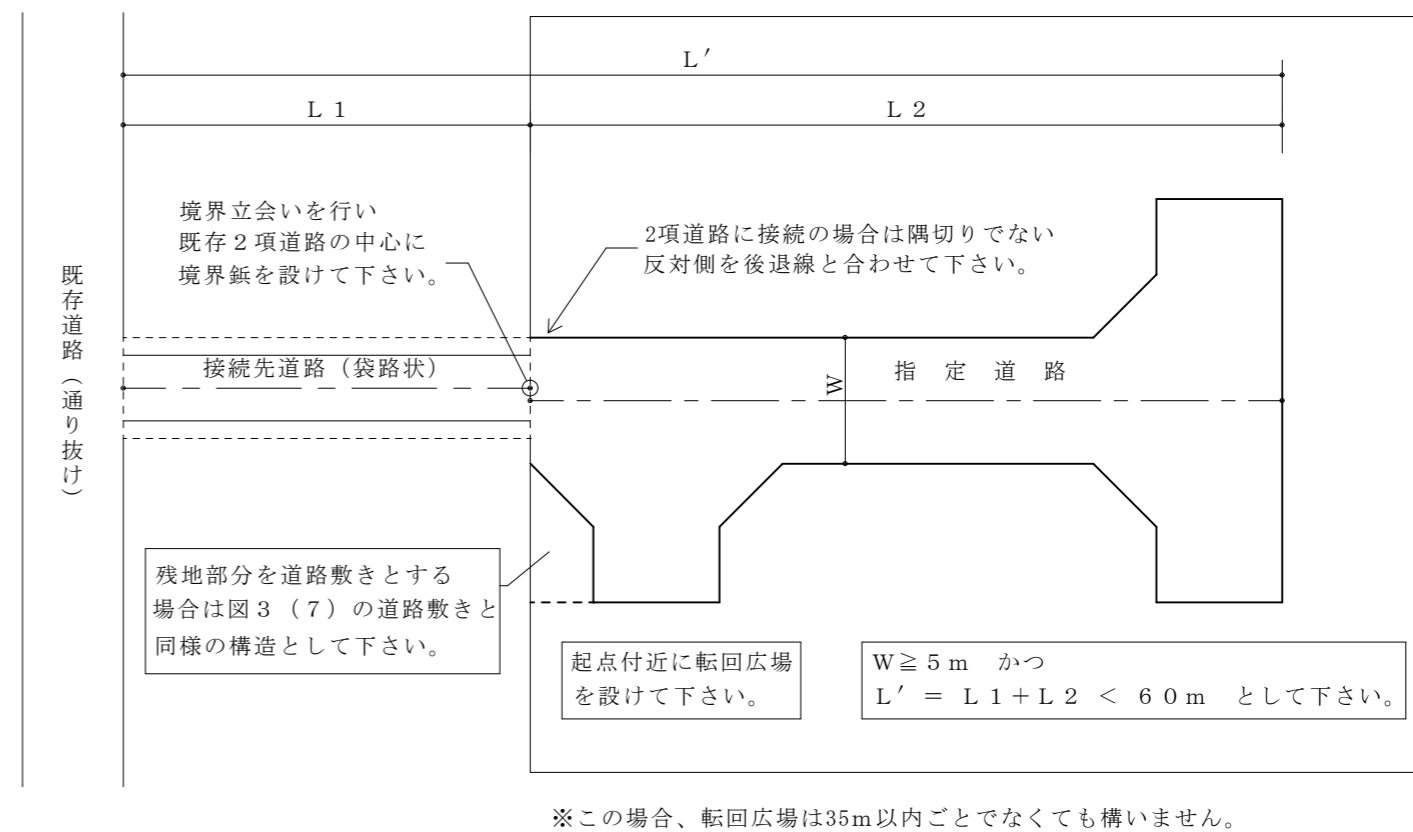
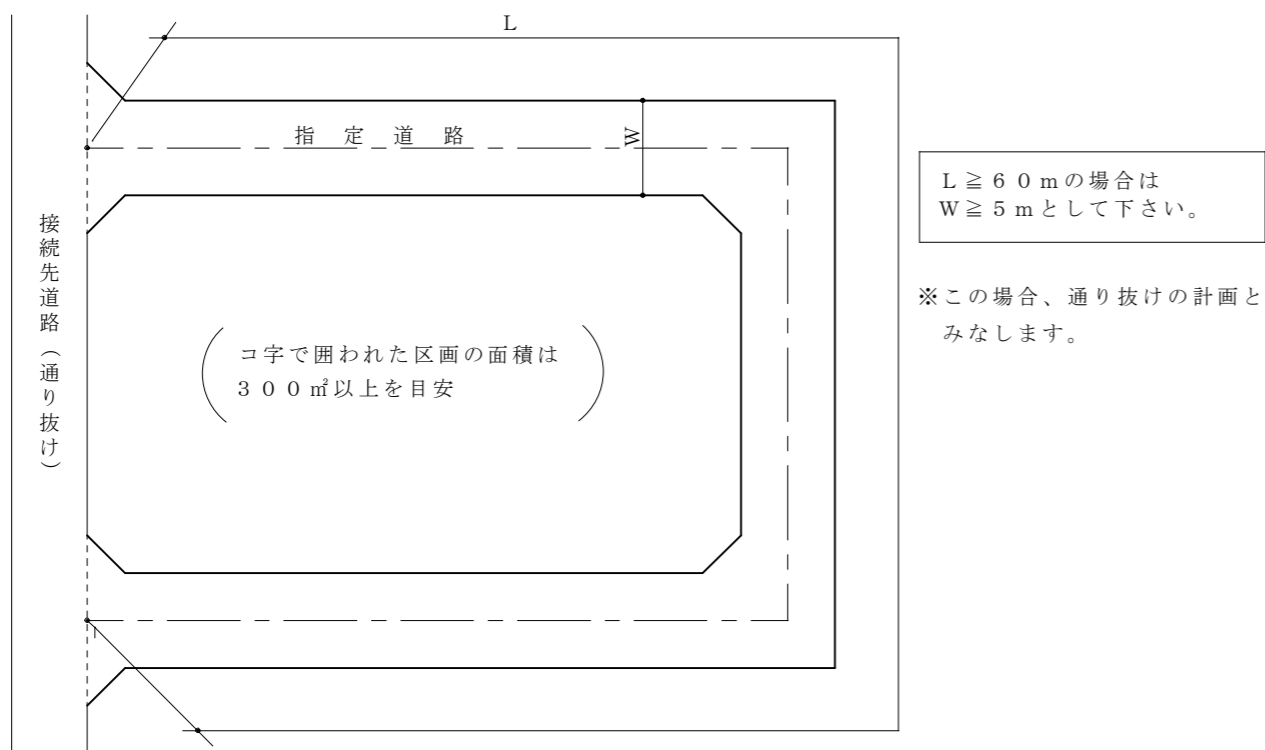
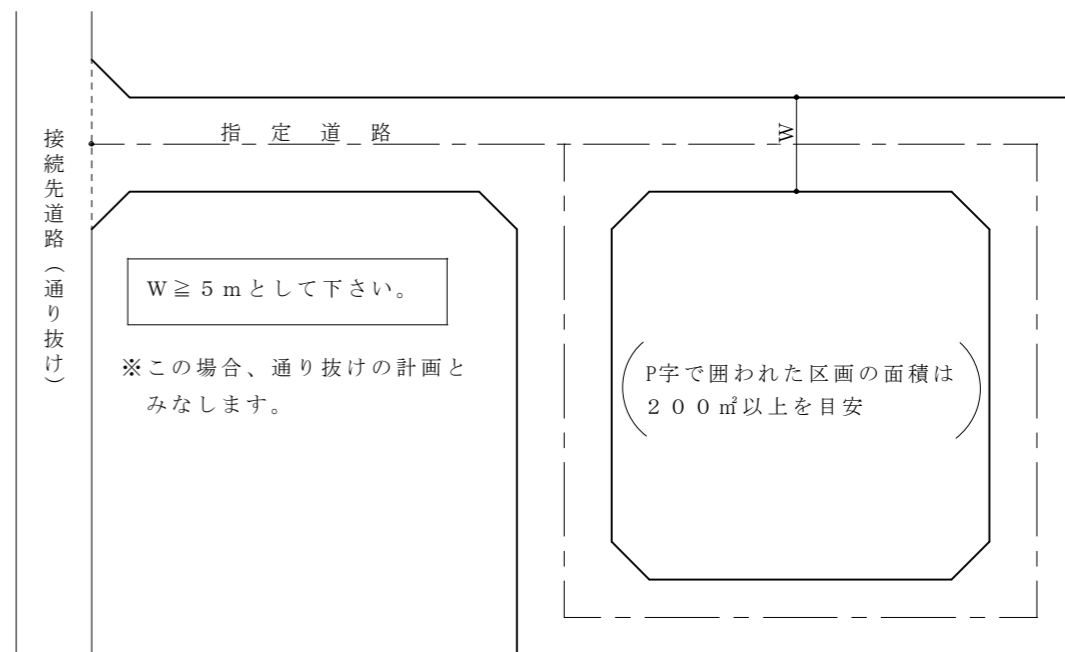


図6 通り抜けの計画とみなす基準（技術基準第7条第5項関係）

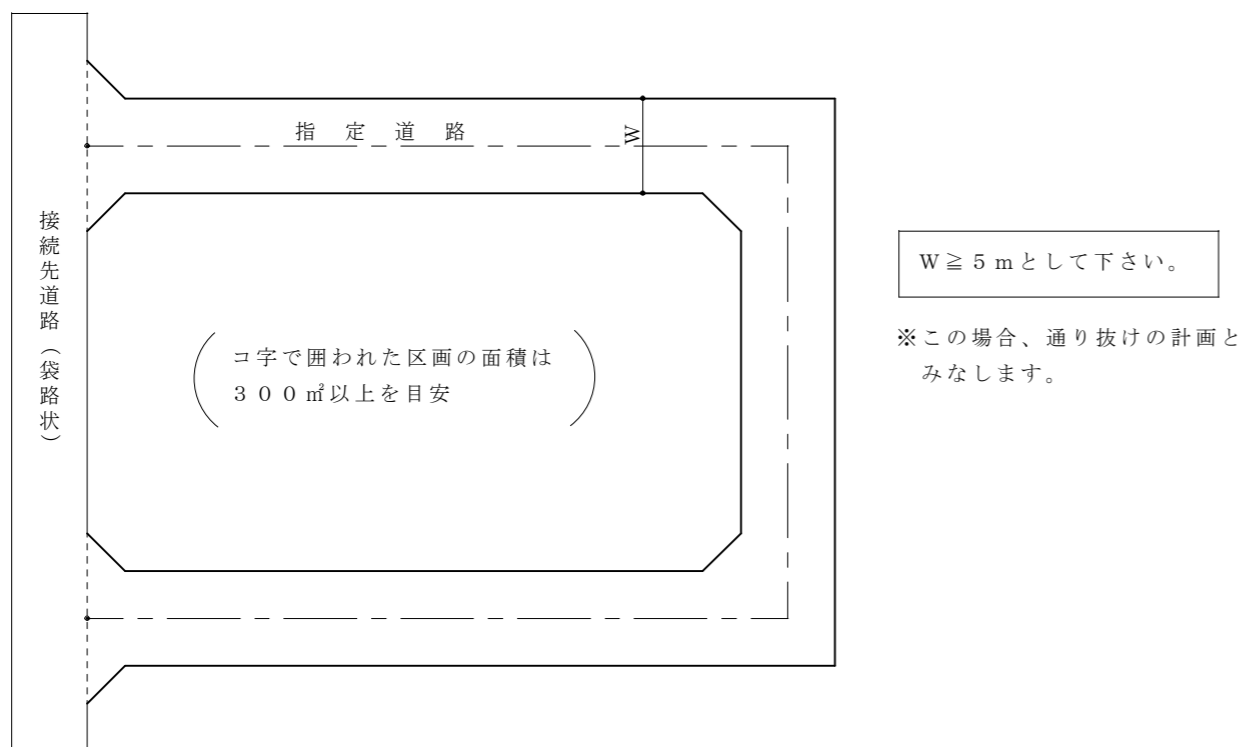
(1) 袋路状ではない接続先道路にコの字形道路で接続する場合



(3) ① 袋路状ではない接続先道路にTの字形で接続するPの字形の指定道路の場合



(2) 袋路状の接続先道路にコの字形道路で接続する場合



(3) ② 袋路状の接続先道路にTの字形以外で接続するPの字形の指定道路の場合

